

## 湘南地区メディカルコントロール協議会湘南MC外傷技術指導員養成セミナー実施細則

### (目的)

第1条 この実施細則は、湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する湘南MC外傷技術指導員養成セミナー（以下「指導員養成セミナー」という。）の円滑な運営に関し、必要な事項を定める。

### (カリキュラム)

第2条 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する指導員養成セミナーのカリキュラムは、別に定める。

### (受講資格)

第3条 指導員養成セミナーの受講資格は、外傷治療、外傷救急活動に精通し、外傷教育の実績を有するとともに、次に該当する消防職員、医師及び看護師で、標準化教育作業部会会長が適当と認める者とする。

- (1) 湘南地区メディカルコントロール協議会に属する消防職員で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
  - ア 外傷救急活動、標準化外傷教育の経験が豊富で、所属消防本部の長が推薦する者
  - イ 救急救命士又は救急科（標準課程及び救急Ⅱ課程を含む。）を修了し、5年以上の現場経験を有する者
  - ウ 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施する湘南MC外傷セミナーを修了し、所属消防本部の長が推薦する者
- (2) 湘南地区メディカルコントロール協議会に属する医療機関に従事する医師及び看護師で次に掲げる要件のいずれかに該当する者
  - ア 湘南地区メディカルコントロール協議会登録検証医師及び登録指示医師
  - イ 湘南地区メディカルコントロール協議会指示医療機関及び病院実習医療機関に在籍する医師及び看護師で、十分な経験を有し、医療機関の長が認めた者
  - ウ 湘南地区メディカルコントロール協議会の実施するMC外傷セミナーを修了した医師及び看護師

### (指導者)

第4条 指導員養成セミナーの教育、指導は、湘南地区メディカルコントロール協議会の認定する外傷技術指導員が指導にあたる。

### (認定等)

第5条 湘南地区メディカルコントロール協議会会長は、湘南地区メディカルコントロール協議会外傷研修セミナー実施規則第7条第1項の規定に基づき認定証を発行する。

- 2 標準化教育作業部会会長は、指導員養成セミナーの教育、指導に携わった者に対し、湘南地区メディカルコントロール協議会外傷研修セミナー実施規則第7条第4項の規定に基づき実績証を発行する。

3 標準化教育作業部会は、指導員養成セミナーを修了し、外傷技術指導員に認定された者を、外傷技術指導員名簿に登録するものとする。

(実施細則改正)

第6条 この実施細則の改正は、標準化教育作業部会の議決を得なければならない。

(その他)

第7条 この実施細則に定めのない事項については、標準化教育作業部会で協議し決定するものとする。

#### 附 則

- 1 この実施細則は、平成19年10月19日から施行する。
- 2 平成19年2月13日制定の湘南地区メディカルコントロール協議会湘南 MC 外傷技術指導員セミナー暫定実施要領は、平成19年10月18日をもって廃止する。